

# **令和3年度 第1回穴粟市環境審議会 議事録**

---

日時：令和3年6月23日（水）午後2時開催

場所：穴粟市役所4階 会議室

## **1. 議事**

(1) 令和3年度の環境審議会スケジュールについて

(2) 穴粟市環境基本計画（第3次）素案審議

## **2. 議事内容**

### **開会**

第1回穴粟市環境審議会の開催が宣言された。

## **(1) 令和3年度の環境審議会スケジュールについて**

**【事務局】**資料についての説明。

**【委員】**通常のパブリックコメントでは、告知されていることに気付かずに意見を出したくても出せないこともあったが、市民の声を取り入れるための施策として、パブリックコメントよりも効果的な方法はあるのか。

**【会長】**委員から口コミで広めてもらうほか、市内で環境に関して活動している団体など関心を持ちそうな方にダイレクトメールでパブリックコメントの情報を伝える方法もある。

**【事務局】**現在は、ホームページやしーたん通信だけの告知となっているため、SNS を活用した方法も検討する。

## **(2) 宍粟市環境基本計画（第3次）素案審議**

**【事務局】**資料（基本方針1）についての説明。

**【会長】**目標指標の人工林整備率について、総合計画を根拠として年間1.8%増加させるとしているが現実的な数値なのか。

**【事務局】**間伐面積として年間600haを目標としている。市のスギ、ヒノキ等の人工林は3万3,600haあるが、現在1/3の整備が終わっている。残りの2/3について、年間600haの間伐を行っていけば、30年後には100%になるという目標である。

**【委員】**課題としては良くまとまっていると思うが、今後どのように目標達成に向けて成果を上げていくのか。個別の施策について順番に取り組んでいくのか、あるいは一つだけの目標を挙げて取り組んでいくのか。

**【事務局】**環境基本計画では幅広い分野を取り扱うことから、記載している個別施策の下に具体的な事業がぶら下がる形で取りまとめていきたいと考えている。個別施策の強弱という点については、まずは宍粟材の流通拡大というところから力を入れていきたいと考えている。また、市の取組を広げていくという趣旨から観光にも力を入れていくとともに、担い手不足については販売促進という方法で取り組んでいきたいと考えている。

**【会長】**個別の事業については後から出てくるという理解でよいのか。

**【事務局】**環境基本計画の中では具体的な事業までは記載しない。

**【委員】**森林整備と活用が今回の計画の肝だと思うので、それが分かるような資料にして欲しい。例えば、宍粟材の流通拡大に力を入れていくのであれば、目標指標にも挙げるなど、本腰を入れて取り組んでいくことを示して欲しい。また、農村環境について、有機農業を盛り込むことはできないか。

**【事務局】**森林環境の保全など、森林という特色を生かした環境施策を謳っていきたいと考えている。木材利用については、流通から消費まで含めて考えていかなければいけないと思っているが、現在施策の検討中であり、制度設計ができれば指標についても考えていきたい。

**【委員】**木材の活用という点からバイオマス発電が非常に重要になってくると思うが、この中に組み込まれるのか。

**【事務局】**平成 26 年度からバイオマスが燃料として活用されるようになったが、バイオマスの利活用については今後積極的に見ていこうと考えている。しかし、宍粟市内には発電施設等の大口の需要がないため、宍粟材の利活用方法については制度設計も含め今後検討していきたいと考えている。

**【事務局】**有機農業については、農業の後継者育成や食育と併せて今年度から本格的に検討していきたいと思っており、どういった表現で盛り込むかについては事務局で検討したい。

**【委員】**有害鳥獣対策について、防護柵の点検や補修は非常に大変な作業であり、そこまでするなら農業はやらないという意見もある。人口が減り、高齢者も多いなか、ドローンを活用するなど、誰がどのように行うかも含めて検討をお願いしたい。

**【事務局】**まずは、農業者で話し合いを進めていただくのが基本的なところだと思っている。捕獲の部分については、許可が必要であるため猟友会に協力していただかなければならないが、脅しの部分については、ドローン等の新しい技術や協力体制も含めて検討していく必要があると考えている。

**【会長】**担い手不足や高齢化対策の方向性として、ドローン等の技術の活用やスマート農業等のキーワードを可能な範囲で書き込むことも検討していただきたい。

**【委員】**有害鳥獣対策については、市や JA や地域が中心になって進めていきたいと思う。

**【事務局】**資料（基本方針 2）についての説明。

**【委員】**太陽光発電が増えているが、連絡がつかない事業者がいるなどトラブルになっていることもあ

る。そのため、申請書類には自治会長及び農会長の同意の他に、水路管理者の同意も求めるようにして欲しい。

**【事務局】**農地転用については同意が必要になるかと思うが、「宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例」では同意自体は求めている。条例を作る時に同意を求めるべきという声もたくさんいただいたが、国の法律でも特に同意を求める規定がないことから、条例では国の規定を大幅に超えるような規制は盛り込んでいないのが現状である。このことについては、先日、農業委員会事務局長から相談を受け、対応方針について協議を行ったところである。同意については、現状では条例に含めるということではできないが、不適切な案件に関しては農業委員会事務局長と連携を取りながら対処していきたい。

**【委員】**太陽光発電については、開発した後に転売している事業者が非常に増えているため、維持管理の状況が分からなくなっていることが多い。資料には「適切な設置、維持管理による導入を推進」とあるが、「適切な」がどの範囲であるかが重要である。工場の屋根や自分の畑に設置する場合と、山肌を切り拓いて設置する場合とが、同じ手続きで進められると問題が出てくると思うので、自然を守るということについて条例でもう少し踏み込んで欲しい。また、事業者と連絡を取れるようにしておいた方がトラブルは防げると思う。

**【事務局】**同意についてはどこまでできるかはこの場では明確に示すことはできないが、転売については所有者が変わった場合には必ず市に報告するよう求めている。仮に報告しない場合には、事業者名を公表し、さらに経済産業省に通報することとしている。今後は時代に合ったかたちで条例を検討していくことも必要になると思うが、今年4月1日に施行してから間がない状態でもあり、現在の条例を運用するかたちで進めていきたいと考えている。

**【会長】**本来は、平成24年度の固定価格買取制度が始まる時に、開発のルールや事業者の転売等についても制度設計をすべきだったが、制度が先に走ってしまって問題が後からついてくるという状況になってしまっている。

地域における対策としては、太陽光や水力といった再生可能エネルギーの導入を進められる地域と、悪影響が想定されるため開発を規制する地域とを分けるゾーニングを行う事例も少しずつ出てきている。また、太陽光に限らず新たな発電施設を設置する際には、住民説明会の開催を必須要件にしていくことも必要になると思う。さらに、できるだけ地域に密着した資本で再生可能エネルギーを導入することが望ましいことから、地域主体の再生可能エネルギーを特別に認定して事業化に向けて支援している自治体もあるので、こういった事例も参考にいただければと思う。

**【会長】**再生可能エネルギー自給率100%を目指すということで、非常に素晴らしいことだと思うので、是非前倒しで達成できるよう力を結集していただきたい。その前提として、太陽光発電の導入のルー

ルを守るのは最低限必要なことだが、太陽光発電の他にもバイオマスや水力など色々な可能性があると思うので、地域に利益が還元されるようなかたちで進められればいい。

**【事務局】**資料（基本方針 3）についての説明。

**【会長】**単なる啓発だけではなく、エネルギーはどのように使われているのかや、ごみはどのように処理されているのかなど、子ども向けの学習教材を強化するという視点があってもいいと思う。

**【事務局】**昨年度は、現在の生活衛生課で波賀小学校の 4 年生を対象にごみの現状や分別方法についての出前講座を実施した。また、森林環境課としては、森林環境教育として木材がどのように使われているかなどについて、小学生を対象とした講座を開催しており、引き続き実施していきたいと考えている。

**【委員】**平成 30 年に資源物回収ステーションができた当初は、洗っていないペットボトルが混じっていて業者が回収してくれないこともあったが、最近ではかなり良くなってきているように感じている。

**【委員】**資源物回収ステーションが設置されてから、リサイクルできるものはステーションに出せるようになって、燃やすごみは減る傾向にあると思っていたが、実際には増えている。燃やすごみの内訳としては何が増えているのか。

**【事務局】**燃やすごみの組成分析の結果を見ると割合自体はほぼ変わっていないが、ごみが出やすい社会になっていることも考えられる。

**【前井委員】**リサイクルの意識が高まった反面、ごみが増える生活スタイルになってきている影響の方が大きいごみが増えているということか。

**【事務局】**昨年度については、家庭ごみが増えたのはコロナ禍に伴う外出自粛の影響があると思う。

**【委員】**目標指標として、市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量を令和 8 年度までに 700g 以下にするところがあるが、これはステーションで回収されるごみなのか、クリーンセンターに搬入されるごみも含まれる数値なのか教えて欲しい。

また、普段ステーションに出すごみではなく、ずっと家にあるいらぬもののような「見えないごみ」についても処理に関する対策があると助かる方がたくさんいると思う。

**【事務局】**目標値については、出すルートは関係なく市内で出されたごみの総排出量を 1 人 1 日あたりに換算した数値である。

空家のごみ屋敷については、生活衛生課にも相談はあるが、個人の土地のことなので強制力はないのが現状である。

**【委員】**空家でなく住んでいる家でも、どう処理すればいいかわからないごみがたくさんあり、一番困っているのはそういったごみだと思う。毎週こまめに出したり、クリーンセンターに持ち込んだりしているが、不用品を引き取ってくれるイベント等、今あるごみをどうにかできる方法がないか検討して欲しい。

**【事務局】**フリーマーケットはリペアやリユースの観点からは一番有効な方法だと思うが、行政としてはなかなかできないのが現状である。

**【会長】**粗大ごみの中から使える家具等を回収して修繕し、使いたい方に譲る取組を行っている自治体もあるので、にしはりまクリーンセンターに要望として伝えていくことも必要だと思う。

**【委員】**最終的に埋立処分をせざるを得ないごみの量についても数値があるとリアリティが出てくると思う。にしはりまクリーンセンターでは、昨年度火災が発生し、ごみの切断機が燃えてしまった。火災の原因は不明と聞いているが、リチウムイオン電池等によって火災が発生するという問題もあるということをごらむ等で書いていただくと流れが分かりやすくなると思う。

**【事務局】**ご指摘を踏まえて書き方について検討する。

**【委員】**食品ロスについて、市内のスーパー等に対してすぐに食べるのであれば手前から取るように促す看板の掲示をお願いすることはできないか。

**【事務局】**食品ロスについては、現在、生活衛生課、保健福祉課及び人権推進課で協力して、手前から取ろうとか、値引きシールから優先して取ろうという取組を進めており、今後拡大していけるように活動していく予定である。

**【会長】**利用する人から直接お店に言ってもらう方が効果的な場合もあると思う。

**【委員】**基本方針 1 の森林の整備と活用は大事なことだと思っているので、力を入れていくのは非常にいいことだと思う。宍粟材の流通拡大の中で記載がある「『ひょうごの木』利用拡大協議会」とはどのようなものか。

**【事務局】**官民一体となって木材利用をどのように効率的に進めていくかを目的とした協議会である。県が事務局をしており、構成メンバーとしては林業事業者等が入っている。

**【委員】**6次産業化との記載があるが、実際に市内でどのくらいの方が6次産業化されているのか疑問である。どちらかと言えば、6次産業化というよりは連携を取って事業を推進していった方がいいのではないか。例えば、宍粟材をブランド化してたくさんの人に利用してもらう方が利用拡大につながると思う。その際には、流通によって林業の方が生活できるようになっていかないと持続性が保てないと思うので、単なる6次産業化だけでいいのか疑問である。

**【事務局】**6次産業化については、現在は市内で1社のみである。素材生産業者から加工業者、工務店に至るまで市内にはかなりの数があるので、今後は連携した中での木材流通を構築していきたいと考えており、書き方については検討する。

**【事務局】**以上をもって閉会とする。